

## 大潟村暮らし応援商品券（第4弾）事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、電気・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている全村民に大潟村暮らし応援商品券（以下、「商品券」という。）を配布し、家庭における負担軽減と村民の安定的な生活の確保を図ることを目的とする。

### （配布対象者）

第2条 この要綱の配布対象者は、令和8年1月1日において大潟村の住民基本台帳に記載されている者とする。

### （定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 第1条の目的を達成するために、村が発行する大潟村暮らし応援商品券をいう。
- (2) 取引 商品券の対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 村内において取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として登録された者をいう。

### （商品券の額面等）

第4条 商品券の額面は、20,000円（1,000円×20枚）とし、釣銭は支払われない。

- 2 商品券は、取扱店に限り使用することができる。
- 3 商品券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。
  - (1) 換金性の高いもの。（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手）
  - (2) 現金との換金、金融機関への預入。
  - (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。（処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。）
  - (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
  - (5) 取扱店自らの事業上の取引。（商品の仕入れ等）
  - (6) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）
  - (7) 取扱店が特別に指定した商品・サービス。
- 4 配布対象者及び取扱店は、商品券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。
- 5 商品券は、配布された本人及び同一世帯の家族に限り使用することができる。
- 6 商品券の使用期間は令和8年3月1日から令和8年12月31日までとする。
- 7 配布後の商品券の紛失、盗難及び毀損の場合の再発行は行わない。

(取扱店の登録等)

第5条 取扱店として登録できる者は、村内に事業所を有するものとする。

- 2 令和7年1月17日施行の大潟村暮らし応援商品券（第3弾）事業実施要綱に基づき、取扱店として登録されている事業所は引き続き取扱店とし、前項の規定に該当する者が新たに取扱店として登録をしようとするときは、大潟村暮らし応援商品券取扱店登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により登録した内容を変更または抹消しようとするときは、速やかに村に届け出なければならない。
- 4 村長は、速やかに取扱店の可否を決定し、その結果を大潟村暮らし応援商品券取扱店登録決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(商品券の換金手続き)

第6条 村長は商品券が使用された場合は、関係取扱店に対し、その額面に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、取扱店は、取引において受け取った商品券を取りまとめ、大潟村暮らし応援商品券換金請求書（様式第3号）に商品券を添え、村長に提出しなければならない。
- 3 換金の方法は、取扱店が指定する預金口座に振り込む方法とする。
- 4 偽りその他不正の手段により換金を受けた者があるときは、村長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。